



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年2月18日 No.172

「2020年3月ダイヤ改正等について」の団体交渉で **新幹線統括本部と要求に即した確認を行う!**

各区所の状況を見ながら、委員会等の設置を前向きに検討することを確認

●各区所において「ダイヤ改正プロジェクト」を発足し、B・C運用の検討を行う体制を確立すること!

<新幹線統括本部の回答>

- ・委員会等の設置については、各区所で検討し進めているところである。各区所では現場長の判断で委員会等を設置しており、新幹線統括本部としては現場に一任している。

【東日本ユニオンの主張】

- 社員自らが運転士 (B)、車掌 (C) 運用の検討に携わり、自らの仕事の仕組みを知ることが重要だ!
- 職場によって「設置している」「していない」と差があることは良くない。現場に丸投げではなく、新幹線統括本部が音頭を取り、委員会等を設置して社員の「知識の底上げ」を行うべきである!
- 現状の委員会等では「広く社員の意見を聞いていない」実態がある。委員会等「だけ」ではなく「中心」となって、広く社員の意見を聞く体制をつくることを求める!

【山形新幹線車両センター】 車両運転操縦業務は、すべてグループ会社が行うことを確認

<提案内容>車両職の構内入換運転業務を委託する。変更後の標準数は△1

<新幹線統括本部の回答>

- ・標準数の△1は、車両職全体の業務量から算出した。あくまで目安であり、必要な要員は確保して標準数を割らないようにする。
- ・今後、山形新幹線車両センターでは限定運転士の新規養成は行わない。グループ会社で養成する。
- ・異常時も車両運転操縦業務はグループ会社で行う。JR本体は行わない。
- ・グループ会社との契約内容は、契約次第、組合側に示す。

【東日本ユニオンの主張】

- 東日本ユニオンの要求は、特に異常時における業務体制に対し、現場第一線で働く社員としての理性的な意見、または不安の声として寄せられたものである! △1の要員減は、委託する業務量との関係で妥当性があるのか根拠を示すべきだ!

【新潟新幹線運輸区】 育児・介護A適用社員がいる場合は、新たに「短時間行路」を作成することを確認

●B720 行路 (拘束時間: 8時間14分/労働時間A: 6時間) を「育児・介護勤務A」適用社員が選択し、乗務できる行路に見直すこと!

<新幹線統括本部の回答>

- ・職場からの声で当務主務が乗務することをめざして作ったものである。一般的な「短時間行路」として作成し、育児・介護A適用社員でも活用できると考えている。変更はできない。
- ・新潟新幹線運輸区に育児・介護A適用社員が在籍すれば、新たに「短時間行路」を作成する。

【東日本ユニオンの主張】

- 拘束時間が8時間を超えており、本部・本社間で確認した「短時間行路」の考え方とは違う! 「短時間行路」で重要なことは「拘束時間」である。当務主務が乗務する行路であるならば、労働時間Aを6時間にする必要はない! B720行路は「多様な働き方と効率的な乗務員行路」を目的とした制度改正からかけ離れている。現場社員が何を求めているのかを把握すべきだ!